

入札説明書

1 案内日 :

平成30年10月1日

2 件名

業務用ノート型パソコンコンピュータ等機器類一式

3 調達物件の内容

仕様書記載のとおり

4 納入期限

仕様書記載のとおり

5 納入場所

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

6 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

(2) 場所

〒901-2221 宜野湾市伊佐四丁目2番16号

電話番号 098-942-9213 FAX番号 098-942-9220

7 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

8 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式自由）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間及び回答方法

この案内の日から同年年10月19日（金）17時00分までを受付期間とし、その都度メールにて個別に回答する。

(3) 担当部署

公益財団法人沖縄県国際交流人材育成財団奨学課 山城
E-mail:t-yamashiro@oihf.or.jp

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成30年11月1日（木）午後2時

(2) 場所

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 3階ホール
〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目2番16号

10 入札参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 資本金が500万円以上であること。
- (3) 従業員が5名以上であること。
- (4) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (6) 入札予定機器（別紙一覧）と異なる機種を選定する場合は、機器証明書（一覧）を以下の期限内に提出し承認を得ること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (8) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第3者の不正な利益を図る目的又は第3者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11 入札方法等

- (1) 入札書の様式は、第3号様式に定める。
- (2) 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札の方法
 - ①代理人が入札する場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は、第4号に定める。
 - ②落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる時は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

1 2 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をしたものは、14により再度入札を行う場合においてこれに加わることができない。

- (1) この案内に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において10に定める一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。
- (3) 入札参加資格のない者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 4 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、2回までとする。

1 5 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第2号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合、当該落札者は財団が被った損害について賠償しなければならない。

1 6 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除する。